

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

国では、平成26(2014)年1月に障害者権利条約を批准したことを受けて、平成28(2016)年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法、平成25(2013)年法律第65号)」が施行され、また、平成28(2016)年4月には「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律(改正障害者雇用促進法、平成25(2013)年法律第46号)」の一部施行、平成28(2016)年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律(成年後見制度利用促進法、平成28年法律第29号)」の施行、平成28(2016)年8月に「発達障害者支援法の一部を改正する法律(改正発達障害者支援法、平成28(2016)年法律第64号)」の施行など、障がい者の権利擁護等を目的とする一連の国内法が整備されました。

また、平成28(2016)年6月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(障害者総合支援法及び児童福祉法の改正、平成28(2016)年法律第65号)」が公布され、平成30(2018)年4月からの施行となりました。この法律では、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うことを目的としています。

本町では、平成30(2018)年度から令和2(2020)年度までの3年間を計画期間とした「第5期大淀町障がい福祉計画・第1期大淀町障がい児福祉計画」を策定し、計画的な事業の推進を行ってきました。

このたび、「第5期大淀町障がい福祉計画・第1期大淀町障がい児福祉計画」の計画期間が満了となり、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検証し、国の指針を踏まえて「第6期大淀町障がい福祉計画・第2期大淀町障がい児福祉計画」として策定します。

【第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画に係る国「基本指針」の概要】

1. 基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。R2年5月に告示。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。計画期間はR3～5年度

2. 基本指針見直しの主なポイント

- ・ 地域における生活の維持及び継続の推進
- ・ 福祉施設から一般就労への移行等
- ・ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ 発達障害者等支援の一層の充実
- ・ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- ・ 相談支援体制の充実・強化等
- ・ 障害者の社会参加を支える取組
- ・ 障害福祉サービス等の質の向上
- ・ 障害福祉人材の確保

3. 成果目標(計画期間が終了するR5年度末の目標)

① 施設入所者の地域生活への移行

- ・ 地域移行者数: R元年度末施設入所者の6%以上
- ・ 施設入所者数: R元年度末の1.6%以上削減

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数 316日以上(H30年時点の上位10%の都道府県の水準)(新)
- ・ 精神病床の1年以上入院患者数: 10.6万人～12.3万人に (H30年度の17.2万人と比べて6.6万人～4.9万人減)
- ・ 退院率: 3ヵ月後 69%以上、6ヵ月後 86%以上、1年後 92%以上 (H30年時点の上位10%の都道府県の水準)

③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- ・ 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討

④ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 一般就労への移行者数: R元年度の1.27倍
うち移行支援事業: 1.30倍、就労A型: 1.26倍、就労B型: 1.23倍(新)
- ・ 就労定着支援事業利用者: 一般就労移行者のうち、7割以上の利用(新)
- ・ 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所: 7割以上(新)

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・ 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置
- ・ 難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保(新)
- ・ 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保
- ・ 医療的ケア児支援の協議の場(都道府県、圏域、市町村ごと)の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネータの配置(一部新)

⑥ 相談支援体制の充実・強化等【新たな項目】

- ・ 各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保

⑦ 障害福祉サービス等の質の向上【新たな項目】

- ・ 各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築

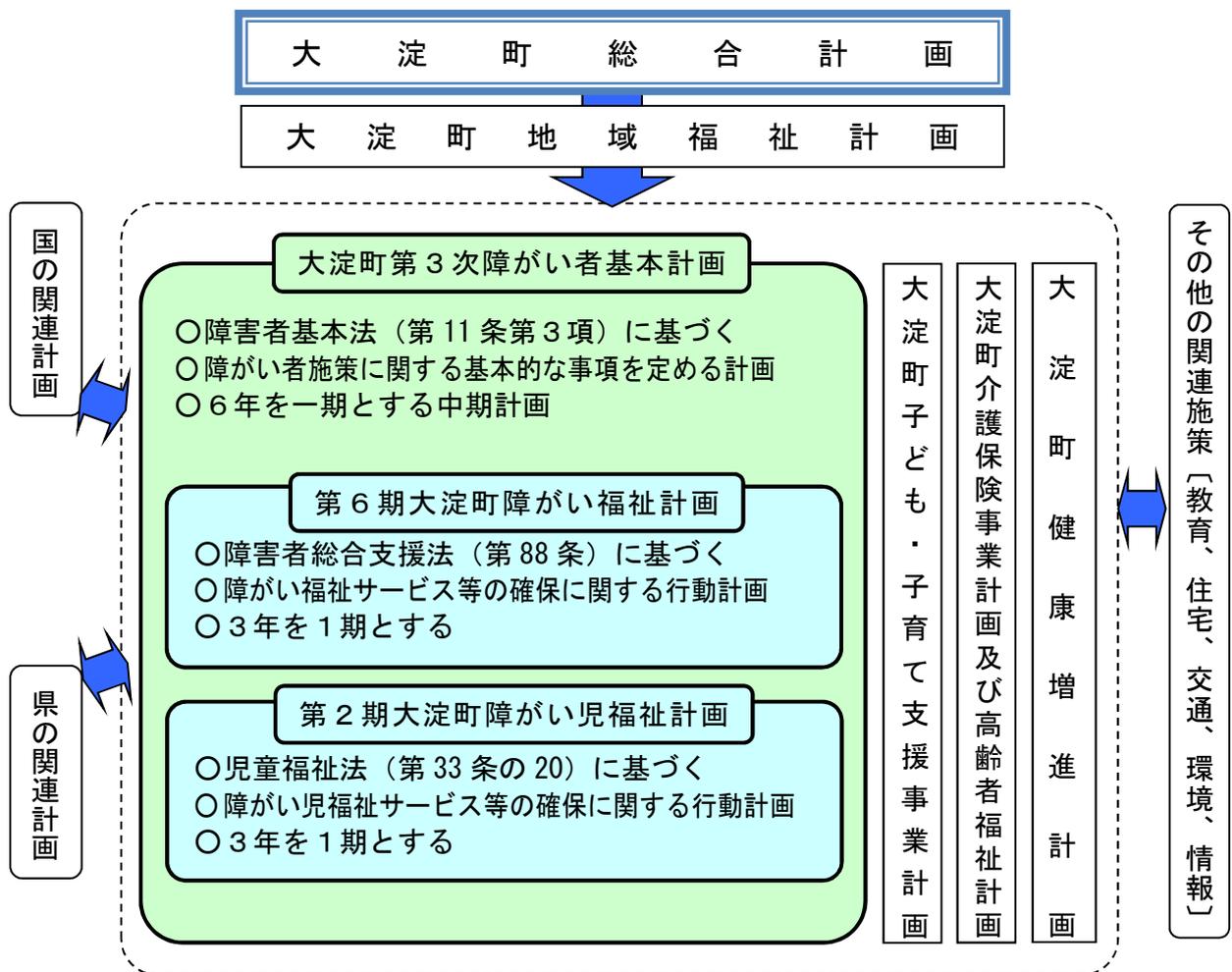
2 計画の性格及び位置づけ

「大淀町第3次障がい者基本計画」は、「障害者基本法」第11条第3項に基づく「市町村障がい者計画」として策定し、障がいのある人に関する施策全般にわたるものであり、将来方向を示すものとして位置づけられます。

「第6期大淀町障がい福祉計画」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）第88条に基づく市町村障がい福祉計画として障がい福祉サービス等の提供体制の確保のために、国の定める基本指針（厚生労働大臣告示）に即して定めるものとされていることから、「大淀町障がい者基本計画」の中の生活支援にかかる実施計画的な位置付けの計画として、整合性をもって推進します。

「第2期大淀町障がい児福祉計画」は、児童福祉法の一部改正（第33条の20）により、市町村は基本指針に即して障がい児福祉計画を定めるものとされており、障がい児福祉計画は、障がい福祉計画と一体的に作成するものとします。

本計画は、「大淀町総合計画」を上位計画とし、「大淀町地域福祉計画」、「大淀町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」、「大淀町子ども・子育て支援事業計画」、「大淀町健康増進計画」等の保健福祉分野における関連計画、教育・雇用・人権・まちづくりなど関連分野における施策との連携を図りながら推進します。



3 計画の期間

「大淀町第3次障がい者基本計画」は、令和3（2021）年度から令和11（2029）年度の9カ年を計画期間とします。「第6期大淀町障がい福祉計画・第2期大淀町障がい児福祉計画」は令和3（2021）年度から令和5（2023）年度の3カ年を計画期間とします。

	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
障がい者基本計画	第2次	第3次計画								
障がい福祉計画	第5期	第6期計画			第7期計画			第8期計画		
障がい児福祉計画	第1期	第2期計画			第3期計画			第4期計画		